

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

33歳

審査請求の対象となった処分

平成24年8月17日付け嬉健福第21-00848号で嬉野市福祉事務所長が行った生活保護法による保護申請の却下処分

上記審査請求人から平成24年9月3日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく処分に対する審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

平成24年8月17日付けで行った原処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求は、嬉野市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成24年8月17日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）による保護申請の却下処分（以下「原処分」という。）を不服とし、原処分を取り消すべきものであるとの趣旨である。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載を総合すれば、次のとおりであり請求人は、この点から、原処分は取り消されるべきであると主張している。

- ① 原処分に関する通知が請求人に届いたのが申請から30日を超えていること。
- ② 請求人は、平成24年6月13日に父に軽自動車（佐賀580な885、車検期限平成24年3月31日まで）を譲渡し、実家（父及び祖父母宅）

の車庫の2階を改造した家屋で生活している。

父が軽自動車を請求人の自宅前に駐車していることをもって、生活保護法第4条第1項の保護の要件を満たしていないとする処分庁の判断は間違っていること。

- ③ 処分庁の職員の対応が不統一で、精神的苦痛を感じたこと。
以上のことから、原処分は取り消されるべきである。



第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成24年5月18日、請求人の母が死亡した。
- (2) 平成24年5月23日、請求人は処分庁に保護の相談を行い、申請書の交付を受けた。その際、処分庁から所有する軽自動車の処分が必要とされる旨の説明を受けている。当該軽自動車は平成9年式で、車検期限が平成24年3月31日までとなっていた。
- (3) 平成24年5月28日、請求人は処分庁に保護の申請を行い、処分庁は申請を受理した。
- (4) 平成24年5月31日、処分庁は請求人宅の訪問調査を行ない請求人の就先([REDACTED] で6月7日から看護助手として勤務)及び実家で父、祖母と同居することが困難であることなどを聴取した。
- (5) 平成24年6月13日、請求人は所有している軽自動車を父に譲渡した。車検期限は平成26年3月31日となっている。
- (6) 平成24年6月19日、処分庁は保護を決定し、自動車処分及び運転禁止の文書指示を行った。
- (7) 平成24年6月21日、請求人から処分庁に対し、実家の車庫を改修した家屋に住めることになったことを理由として保護を辞退したい旨の申し出があった。
- (8) 平成24年6月30日、処分庁は辞退届の提出をもとに保護を廃止した。
- (9) 平成24年7月20日、請求人は処分庁に保護の相談を行い、同日処分庁は申請書を受理した。申請は、請求人、長男、長女の3人世帯で行われた。
- (10) 平成24年7月25日、処分庁は請求人宅(実家の車庫を改修した家屋)の訪問調査を行ない、生活実態の把握及び軽自動車の車検証の写しの提出指示を行った。
- (11) 平成24年8月1日、処分庁は軽自動車の車検証の写しを受理し、6月13日付けで所有者が父に変更されていることを把握した。

東京

- (12) 平成24年8月10日、処分庁は請求人の父に電話し、軽自動車の名義が変更されたことと、今後父が軽自動車を使用する意思があることを確認した。
- (13) 平成24年8月17日、処分庁はケース診断会議を開催し、「自動車が売れなかったという理由で本来援助を求めべき扶養義務者に対し資産を譲渡し資産活用を怠っており、保護の補足性の要件に該当しない」として申請を却下する判断に至った。
- (14) 平成24年8月19日、請求人の保護申請から30日が経過した。
- (15) 平成24年8月21日、処分庁は請求人に対し、保護申請却下の通知を行った。保護申請から32日が経過していた。
- (16) 平成24年9月3日、請求人は処分庁において、審査請求書を提出した。
- (17) 平成24年9月20日、処分庁から当庁に弁明書が提出された。
- (18) 平成24年10月10日、請求人から当庁への反論書の提出はなかった。

2 判 断

- (1) 原処分に関する通知が申請日から30日を超えたことについて

法第24条第1項において、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定され、さらに同条第4項において「保護の申請をしてから30日以内に第1項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。」と規定されている。

この第4項の規定は、保護申請から決定通知に至る期間が30日を超えた場合は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができることによつて、申請人に不服申立の提起のための基礎を与えたものであつて、原処分に関する通知が申請日から30日を超えたことをもつて、ただちに原処分の取消事由となるものではない。

- (2) 法第4条第1項の保護の要件を満たしていないとする処分庁の判断について

法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

処分庁は、弁明書において、却下の理由は「父に譲渡された軽自動車は請求人の自宅前に置かれていること」ではなく、「扶養義務者に対し資産を譲渡しその資産の活用が図られていないということが重要であり、本来援助を行うべき扶養義務者に資産を譲渡するということが法第4条第1項に反した行為であること」としている。

ここで「当該軽自動車は請求人の利用し得る資産であるかどうか」について検証すれば、前記1認定事実(5)により、平成24年6月13日に当該軽自動車が請求人から父に譲渡されていることが明らかであることから、処分庁が保護申請書を受理した平成24年7月20日時点において、当該軽自動車は請求人の利用し得る資産ではなく、原処分は、判断の根拠を誤って行われたものと判断せざるを得ない。

(3) 処分庁の職員の対応について

請求人の主張する、処分庁の職員の対応が不統一で、精神的苦痛を感じたことについては、具体的な事実を認定ができなかったことから、そのことをもって原処分を取り消す理由とはならない。

- 3 以上のとおり、上記(2)において、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年10月22日

佐賀県知事 古川

